

広島商船高等専門学校 数理・データサイエンス・AI 教育プログラム規程

制 定 令和4年3月29日

(趣旨)

第1条 この規程は、広島商船高等専門学校(以下「本校」という。)における数理・データサイエンス・AI教育プログラム(以下「教育プログラム」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(教育プログラムの目的)

第2条 教育プログラムは、本校学生に数理・データサイエンス・AIに係る関心を高め、かつ、数理・データサイエンス・AIを適切に理解し、それらを活用する基礎的な能力を育成することを目的とする。

(教育プログラムの実施体制)

第3条 教育プログラムの実施及び前条の目的を達成するための教育環境を構築するため、校長を実施責任者として、関係委員会において、教育プログラムの企画・立案、計画策定・実施、点検・評価及び改善を行う。

- 2 教育プログラムの企画・立案は、運営委員会が行う。
- 3 教育プログラムの計画策定・実施は、教務委員会が行う。
- 4 教育プログラムの点検・評価は、自己点検評価委員会が行う。
- 5 教育プログラムの改善は、前項の点検・評価に基づき、校長の指示のもとに、自己点検評価委員会数理・データサイエンス・AI 専門部会が行う。

(履修対象)

第4条 教育プログラムを履修できる者は、商船学科、電子制御工学科及び流通情報工学科の学生を対象とする。

- 2 科目等履修生及び特別聴講学生については、履修を認めない。

(教育水準)

第5条 教育プログラムは、リテラシーレベルの教育水準とし、対象授業科目を編成する。

(対象授業科目)

第6条 各学科の対象授業科目は、別表のとおり定める。

(修了要件)

第7条 教育プログラムを修了するためには、前条に規定する対象授業科目のすべての単位を修得しなければならない。

(成績評価及び修了認定)

第8条 対象授業科目の成績評価は、科目担当教員が行う。

- 2 教務主事は、科目担当教員から成績評価を取りまとめ、教務委員会の議を経て、校長に単位修得状況の報告を行う。
- 3 校長は、前項の報告に基づき、前条の修了要件を満たした者に対して、修了認定を行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、教育プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和4年3月29日から施行し、令和3年11月11日から適用する。

別表(第6条関係) 教育プログラムに関する対象授業科目

学 科	対 象 授 業 科 目			備 考
	授 業 科 目 名	単 位 数	区 分	
商 船 学 科	海 事 演 習	2	必修科目	
	航 海 演 習	1	必修科目	航海コース4年次
	数 値 計 算	1	必修科目	機関コース5年次
電 子 制 御 工 学 科	情 報 演 習	1	必修科目	
	電 気 数 学 II	2	必修科目	
	シ ス テ ム 工 学	2	必修科目	
流 通 情 報 工 学 科	情 報 演 習	2	必修科目	
	コ ン ピ ュ ー タ 概 論	2	必修科目	
	流 通 情 報 工 学 演 習	4	必修科目	